

横浜市と株式会社まち未来製作所との連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社まち未来製作所（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、平成31年2月及び令和2年10月に甲と東北の13市町村が締結した「再生可能エネルギーに関する連携協定」における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、乙が構築した再生可能エネルギーの都市間流通による地域活性化モデル「グッドア라운드」を活用した、横浜市内における東北の再エネ発電由来電気の市内需要家への供給拡大の実証事業（以下「本事業」という。）について、連携することを目的とし、本協定を締結する。

（実施内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める内容を実施するものとする。

- （1）東北の13市町村の再エネ発電所で発電された電気の横浜市内需要家等への供給
- （2）関係自治体等との調整
- （3）市内需要家等の獲得に向けた広報活動

（役割分担）

第3条 本協定に基づき、次に掲げる役割をそれぞれ分担し、それぞれの責任で役割を遂行するものとする。なお、本項に記載のない業務が生じた場合、甲及び乙で協議のうえ、分担を決めるものとする。

- （1）甲の役割
 - ア 東北の13市町村等との調整
 - イ 甲の持つ広報媒体等を活用した広報活動
- （2）乙の役割
 - ア 東北の13市町村内の再エネ発電所で発電された電気の横浜市内需要家等への供給
 - イ 本事業の実施に必要な関係自治体、関係機関等との調整・協議
 - ウ 乙の持つ広報媒体等を活用した広報活動
 - エ 甲の求めに応じた契約状況などの効果検証に必要な情報の提供

（責務）

第4条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。

ただし、第三者の損失につき、甲に故意又は過失がある場合は、乙は上記の賠償を行うことを要さず、乙が賠償した場合にはその全額について甲に対し求償できるものとする。

（経費負担）

第5条 本事業で発生する経費は、第3条に定める役割に応じて、それぞれ負担するものとする。

(定期的な協議の実施)

第6条 甲と乙とは、第3条の各号に定める事項を効果的に行うため、定期的に協議を行うものとする。

(協定書の変更及び解約)

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、やむを得ない事情がある場合は、事前の協議のうえ、相手方に対して書面により通知し、本協定を解約できるものとする。ただし、第5条第3項に定める事項に基づき、本協定に基づいて行う横浜市内需要家等への電力供給について、乙が責任を負うものとする。

(期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本取組により相手方から提供された又は知り得た情報で、既に公開されている情報以外の情報のうち、秘密である旨明示して開示された情報については、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

(個人情報の取扱)

第10条 甲及び乙は、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、協定当事者は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月4日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地10号
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 横浜市中区海岸通4丁目17番地 東信ビル6F
株式会社 まち未来製作所
代表取締役 青山 英明